

平成23年3月25日

海事局総務課国際企画調整室

港湾局総務課

海上保安庁総務部国際・危機管理官

国際海事機関(IMO)からのプレスリリースについて  
～日本港湾での放射能による健康被害はない～

IMOより、別紙のとおり、3月24日付けで「日本港湾での放射能による健康被害はない」とする締約国宛ての回章を発出したことがプレスリリースされましたのでお知らせします。

なお、この内容はただちに海運会社、港湾管理者、在外大使館等へ情報を提供することとしております。

海事局総務課国際企画調整室

港湾局総務課

海上保安庁総務部国際・危機管理官

担当：吉永、丸山（海事局）

高橋、市村（港湾局）

彼末 酒井（海上保安庁）

電話： 03-5253-8111（代）

内線： 45601・45614（海事）

46162（港湾）

3310（海保）

直通： 03-5253-8656（海事）

03-5253-8662（港湾）

03-3591-9802（海保）

## Shipping advised to comply with relevant NAVAREA warnings off

### Japan

Briefing: 13, March 24, 2011

---

The International Maritime Organization (IMO) has issued a circular letter advising shipmasters to comply with the latest navigational warnings issued by the NAVAREA XI Coordinator (Japan), in the wake of damage to the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant in Japan.

The circular letter notes that the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism of Japan has confirmed that, at present, all international sea ports not damaged by the 11 March earthquake, and the resulting tsunami, operate normally and, based on the results of measurements of radiation levels by local governments, no health risk has been detected around the ports.

NAVAREA warnings are disseminated by the designated NAVAREA coordinators and can also be downloaded by following the relevant links from <http://weather.gmdss.org/navareas.html>, in particular:

NAVAREA XI Japan <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/jhd-E.html>

NAVAREA XII United States <http://msi.nga.mil/NGAPortal/MSI.portal>

Circular letter 3175

---

IMO – the International Maritime Organization – is the United Nations specialized agency with responsibility for the safety and security of shipping and the prevention of marine pollution by ships.  
Web site: [www.imo.org](http://www.imo.org)

For further information please contact:

Lee Adamson, Head, Public Information Services on 020 7587 3153 ([media@imo.org](mailto:media@imo.org))

Natasha Brown, External Relations Officer on 020 7587 3274 ([media@imo.org](mailto:media@imo.org)).

日本沖の航行警報遵守について

2011年3月24日

I M Oは船主に、福島第一原子力発電所の被害を受けて、日本のNAVAREA XI コーディネーターから発出される最新の航行警報に従うよう求める回章を発出した。

回章に、日本の国土交通省は、地震及び津波の被害のない国際港湾は平常通り運営されており、地方自治体の放射能測定結果から、これら港湾周辺における放射能による健康被害はないことを確認したと記した。

航行警報は下記リンクよりダウンロードできる。

(NAVAREA co-ordinators websites) <http://weather.gmdss.org/navareas.html>

(NAVAREA XI Japan ) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/jhd-E.html>

(NAVAREA XII United States) <http://msi.nga.mil/NGAPortal/MSI.portal>

日本港湾での放射能による健康被害はない

2011年3月23日

- ① 世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の国連機関の最新の情報に基づくと、日本発着の国際海運は、津波の直接的影響を受けた港湾を除き、通常通り行うことが可能。
- ② 日本発着の国際海運に制限を掛ける医学的根拠は現時点ではないが、今後とも国連機関が状況を綿密に監視しており、助言をすることとなっている。
- ③ 現時点で、日本からの国際旅客に放射能に関するスクリーニングを掛ける必要はない。いくつかの空港で放射能レベルの上昇が認められるが、健康上のリスクは現時点では全くない。
- ④ 日本の国土交通省は、地震及び津波の被害のない国際港湾は平常通り運営されており、地方自治体の放射能測定結果から、これら港湾周辺における放射能による健康被害はないことを確認した。
- ⑤ 日本のNAVAREA XI コーディネーターから、原子力発電所周辺の危険区域を含む航行警報が発出された。また、この他に他のNAVAREA コーディネーターからも予防的警報が発出された。
- ⑥各締約国政府は、この回章について船舶所有者等の注意を喚起するとともに、最新の航行警報を遵守するよう要請することを求められている。

【参考】 関連する最新のNAVTEX航行警報は、下記に掲載されています。

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/cgi/skat/map.cgi?1&ALL&0> → 和文

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/cgi/skat/map.cgi?0&ALL&0> → 英文